

毎週火、金曜日発行（但休日には当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第九十二号

昭和二十九年十月鳥取県告示第五百号（鳥取県種雄畜種付並びに精液の譲渡及び注入手数料条例（昭和二十九年三月鳥取県条例第四号）第二条の規定に基く種付並びに精液の譲渡及び注入手数料の額について）の一部を次のように改正し、昭和三十年二月一日から実施する。

昭和三十年二月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

目次

◇告示 種付並びに精液譲渡及び注入手数料の額
第二回全国自治宝くじの発売
土地の公用廃止
炭を予防に関する規則による指定区域の解除
◇教委告示 定例教育委員会の招集

別表中

「生 田	黒毛和種	出張種付の場合 ひきつけ	一、二〇〇〇円	三〇〇円	二〇〇円	鳥取県種付場繋養
第三若力	〃	出張種付の場合 ひきつけ	一、二〇〇〇円	三〇〇円	二〇〇円	〃
ヒストンウツドラ ンズ	中ヨーク シャー種	〃	一、五〇〇円	一、〇〇〇円	二〇〇円	〃
プリンス十五世	〃	〃	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二〇〇円	〃
ヒストンウツドラ ンズ	〃	〃	一、〇〇〇円	七〇〇円	二〇〇円	〃
バイントリ	〃	〃	一、〇〇〇円	七〇〇円	二〇〇円	〃

「生田	黒毛和種	出張種付の場合 ひきつけ	八〇〇〇円	二〇〇円	鳥取県種付場繁養
第三若力	〃	出張種付の場合 ひきつけ	八〇〇〇円	二〇〇円	〃
ヒストンウツドラ ンズ	中ヨーク ンヤーク	〃	二、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二〇〇円
ヒストンウツドラ ンズ	〃	〃	二、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二〇〇円
パイントリー	〃	〃	二、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二〇〇円

鳥取県告示第九十四号

第一回全国自治宝くじを次のとおり発売する。

昭和三十年二月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 名称 第二回全国自治宝くじ
- 二 受託銀行 日本勧業銀行
- 三 発売の数及び総額 全国都道府県及び五大市の共同発売総額 一五〇、〇〇〇、〇〇〇円の内
本県分発売額 四六〇、〇〇〇円
- 四 証券金額 一通 一〇〇円
- 五 発売期間 昭和三十年三月一日から
昭和三十年三月十八日まで
- 六 当せん金の総額 発売総額 一五〇、〇〇〇、〇〇〇円
に対し六五、八七五、〇〇〇円
- 七 組数及び通数 一五組 一組 一〇万通 一五〇万通
- 八 抽せん日 昭和三十年三月十九日
- 九 支払開始日 昭和三十年三月二十四日
(発売総額に対し)
- 十 条件

等級	賞金	個数	計金額
一等	四、〇〇〇、〇〇〇円	五個	二〇、〇〇〇、〇〇〇円
二等	一〇、〇〇〇	七〇	七〇〇、〇〇〇
三等	一、〇〇〇、〇〇〇	五	五、〇〇〇、〇〇〇
残念賞	五〇〇、〇〇〇	一〇	五、〇〇〇、〇〇〇
四等	一〇〇、〇〇〇	一三五	六七五、〇〇〇
五等	一〇、〇〇〇	三〇	三、〇〇〇、〇〇〇
六等	一〇、〇〇〇	三〇	三、〇〇〇、〇〇〇
七等	一〇〇	三〇〇	三〇、〇〇〇
八等	五〇	四五〇	二二、五〇〇
計		四八三、五五五	六五、八七五、〇〇〇

十一 注意事項

- 1、受託銀行から直接購入した者又はその相続人その他一般承継人以外の者は当せん金を受領できない。
- 2、証券の転売はできない。

鳥取県告示第九十五号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和三十年二月十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 気高郡青谷町大字青谷字橋詰四、三〇八ノ一番地

(関係図面は土木部管理課に保存)

鳥取県告示第九十六号

昭和三十年一月鳥取県告示第四十七号及び昭和三十年二月鳥取県告示第六十号をもつて公示した炭を、予防に関する規則(昭和三十年一月鳥取県規則第四号)による指定区域(東伯郡赤碕町、西伯郡幡郷村)を昭和三十年二月二十三日解除した。

昭和三十年二月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十三号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 三木 順治

- 一日 時 昭和三十年三月一日 午前十一時
- 一場 所 鳥取県教育委員会々議室
- 一議題 昭和三十年度予算について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町